

## 指導行政のポイント

### 幼保を一体化した“総合施設”

菱村 幸彦

平成 16 年 12 月 24 日、文部科学省および厚生労働省の合同会議から、「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について」（審議のまとめ）が公表された。

#### 制度は変えないで新たな枠組み

予算編成期の慌ただしいなかで公表されたこともあり、審議のまとめは、あまりニュースにならなかったが、長年の懸案である幼保一元化に向けて一步を踏み出した重要文書である。

政府は、昨年 3 月「規制改革・民間開放推進 3 年計画」を閣議決定し、そのなかで、就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設を設置する、平成 16 年度中に基本的な考えをとりまとめ、平成 17 年度に試事業業や必要な法整備等を行う、平成 18 年度から本格実施する、という基本方針を打ち出した。

これを受けて、文部科学省と厚生労働省は、昨年 5 月、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同会議を設置し、就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設のあり方について検討を進めてきた。今回の審議のまとめは、その合同会議における審議結果である。

審議のまとめが提言する「幼保を一体化した総合施設」は、現行の幼稚園と保育所の制度はそのまま変えないで、地域の実情や親のニーズに柔軟に対応するため、新たな幼保教育の枠組みを提示するものだ。

審議のまとめは、既存施設の転換や既存施設の連携などにより、新しい枠組みによる総合施設の普及を期待している。

#### 新しい総合施設の要件

審議のまとめのポイントは、次のとおりである（カッコ内は筆者のコメント）。

〔基本的機能〕 総合施設は、親の就労の有無や形

態等で区別することなく、適切な幼児教育・保育の機会を提供することを基本とする（「保育に欠ける子ども」等の要件を外す）。

〔対象者と利用形態〕 3～5 歳児については 4 時間程度利用の子どもと 8 時間程度利用の子どもを対象。0～2 歳児については 8 時間程度利用する子どもを対象。週数日程度の利用や一時的な利用等も考慮する（3 歳児未満の入園を容認）。

〔教育・保育の内容〕 幼稚園教育要領および保育所保育指針をふまえ、引き続き検討する。

〔職員配置・施設設備〕 地域の実情に応じ、かつ地域の創意工夫が発揮できるよう、柔軟な対応が可能なものとする必要があるとあり、引き続き検討する（内閣府が廃止を迫っている「調理室」の設置義務についてはふれていない）。

〔職員資格〕 保育士資格および幼稚園教諭免許の併有が望ましいが、基本的にはいずれかの資格を有することで従事可能とすることが適当。

〔設置主体・管理運営〕 設置主体は、安定性・継続性、質の確保の仕組みを整えたうえで、可能な限り弾力的なものとなるよう配慮する（内閣府が迫っている株式会社参入にはふれていない）。

〔利用料・保育料〕 利用したサービスに応じた負担、子育て家庭の負担能力に応じた負担、地域における類似施設との負担の均衡等に配慮したものとする。利用料の設定は、その利用形態をふまえ、各総合施設で行うことが適当。

〔財政措置等〕 利用者からの利用料だけでなく、次世代育成支援の理念に基づき、社会全体が負担する仕組みとしていくことが必要。

〔設置等の認可・監督等〕 行政の縦割りによる弊害を排除し、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究センター理事長）

## 『教職研修資料』メール配信のお知らせ！ (<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>)

『教職研修資料』は、05 年 1 月 15 日から、次のように配信方法を変更いたします。 学校経営版・教育行政版の区別をなくし、月 4 回配信する。 配信は、メール配信とする（携帯電話あては不可）。 月 4 回配信のうち、1 回は従来どおり FAX でも配信する（個人あて FAX は不可）。

つきましては、メール配信をご希望される先生は、必要事項をご明記のうえ、標記の URL にてあらためてお申し込みくださるようお願いいたします（購読料は無料・個人購読も可）。